

尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 条例制定の経緯

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布（平成 30 年 6 月 8 日法律第 44 号）により社会福祉法（以下、「法」という。）が改正され、第 2 種社会福祉事業のうち、住居の用に供するための施設を設置して実施する無料低額宿泊所に対して、令和 2 年 4 月 1 日を施行日として事前届出制の導入や最低基準の創設等による規制強化が図られました。

令和元年 8 月 19 日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」についての省令が公布されており、中核市である本市においても、省令を基に「（仮称）尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する必要があります。

2 根拠となる法令

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）（令和元年 8 月 19 日厚生労働省令第 34 号）

3 条例制定の基準

(1) 標準とすべき基準

法令の「標準」を通常定める基準としつつ、合理的な理由がある範囲で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されます。

(2) 参酌すべき基準

法令の「参酌すべき基準」を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。

4 条例制定の考え方

基準省令に規定された基準を基本としつつ、兵庫県の「法令の規定により委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」及び「尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」、その他社会福祉法に基づく条例に準じて、本市独自基準を検討しています。

5 条例施行予定日

令和 2 年 4 月 1 日

6 対象となる施設

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設

7 検討している条例の概要

(1) 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準

次の掲げる基準については基準省令のとおり適用しようと考えています。

なお、※印の項目については、別紙のとおり本市独自基準を検討しています。

() については、省令における条項

ア 標準とすべき基準

(設備基準)

① 職員の資格要件 (第 6 条)

施設長 法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者

職員 できる限り法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とするよう努める

※職員は暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であってはならない

② 規模 (第 10 条)

5 人以上の人員を入居させることができる規模を有するもの

③ サテライト型住居の設置 (利用期間を除く) (第 11 条第 1 項及び第 4 項)

本体となる施設 (入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る) と一体的に運営される付属施設で、利用期間が原則として 1 年以下、かつ、入居定員が 4 人以下の施設 (以下、「サテライト型住居」という。) を設置することができる。

サテライト型住居の入居定員の合計は、第 6 条に規定する施設長の資格を有する職員が施設長の場合 20 人以下、施設長のほか 1 人以上の場合 40 人以下

④ 設備の基準 (居室) (第 12 条第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号ハ)

居室を設けること及び居室の床面積は 7.43 m²以上とすること (地域の事情によりこれにより難しい場合は 4.95 m²以上とすること)

⑤ 職員配置の基準 (第 13 条)

入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数 (施設長は必須)

日常生活支援住居施設に該当する場合、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たすこと

(運営基準)

⑥ 入居申し込み者に対する説明、契約等（電子情報処理を除く）（第14条第1項から第6項）

入居申込者に対する運営規程の概要等の文書の交付、文書によるサービスごとの契約の締結

契約及び契約更新における契約期間及び解約事項の定め

契約期間満了前の入居者の意向確認及び市と継続利用の必要性協議

入居者の権利を不当に狭める条件の禁止

入居者からの解約申入れに対して速やかに契約終了する定め

契約及び契約更新における保証人の禁止

⑦ 秘密保持等（第28条）

職員の秘密保持及び職員に対する秘密保持のための措置

⑧ 事故発生時の対応（第31条）※

事故発生時の市への報告、家族等への連絡及び必要な措置の実施

措置の記録化

損害賠償のすみやかな実施

イ 参酌すべき基準

① 設備基準（標準とすべき基準を除いたもの）

構造設備等の一般原則、設備の専用、サテライト型住居の数等、設備の基準（居室及び居室面積以外）

② 運営基準（標準とすべき基準を除いたもの）

運営規程、非常災害対策、記録の整備、入退去時の対応、利用料の受領、食事、入浴、施設長の責務、職員の責務、勤務体制の確保等（研修※、待遇向上）、衛生管理等、日常生活に係る金銭管理、運営規程の概要等の掲示及び公表・広告、苦情への対応 等

(2) 尼崎市独自基準案

別紙『(仮称) 尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する独自基準（案）』のとおり本市独自基準を検討しています。

以 上